

Pensions at a Glance: Public Policies across OECD Countries 2005 Edition

Summary in Japanese

図表で見る OECD の年金: OECD 加盟国の公共政策 2005 年版

日本語要約

ここ数年、OECD加盟国では年金改革の波が押し寄せている。改革のきっか けは、主に高齢化社会における年金制度の財政的な持続可能性に対する懸念であ る。年金制度の詳細を見てみると、複雑な構造や規則が浮き彫りとなり、これが 退職年金制度の比較を難しくしている。しかしながら、年金改革とその影響につ いて経験を共有することで、政策立案者は有益な情報を得ることができる。

本書では、今、就業を開始した人々が退職時にどの程度の年金を受け取れる かを示している。この分析ではいくつかの政策上の疑問に答えている。すなわち、 退職年金制度は貧困を防ぐのか、財政的に持続可能なのか、低所得者や失業経験 のある人々への対応はどうなっているのか、といった問いである。本書はシリー ズの第1弾であり、今後は隔年で出版される。将来的には、年金改革の影響につ いても評価を行っていく。

本書は、年金制度が現在向かっている方向を示している。国際的に比較をし てみると、OECD加盟国にはさまざまな年金受給条件のあることがわかる。本書 の分析は、公的年金制度から、加入が義務付けられている私的年金まで、すべて の強制加入年金制度を対象にしている。また、高齢者向けのセーフティネットに ついても検討を行い、各国間、勤労者・年金受給者間それぞれにおける税制の違 いについても検証する。このようにして、本書では、世代間・世代内での資金移 転の全体像を描き、年金制度の**社会適合性**を明らかにしていく。年金計画には大 きく 2 つの目的がある。1 つ目は、低所得の年金受給者に所得を再分配し、高齢 者の貧困を防止すること。2つ目は、適正な水準の代替所得を提供し、退職後の 勤労者の生活水準の維持を支援することである。大半の国では、年金政策全体で この2つの目標の達成を目指している。しかし、この2つの目標間の重要度につ いては、大きな格差がある。

本書によると、OECD加盟国で平均所得を得ている勤労者は、手取り所得の 70パーセント弱の手取り年金を受け取ることができる。手取り所得代替率が最



も低い国はアイルランドとニュージーランドで、両国には基本的な年金制度のみ があり、所得代替率は 40 パーセント未満である。米国と英国では若干数値が高 くなり、所得代替率はおよそ50パーセントである。

OECD 加盟国で所得が平均の半分である低所得勤労者の場合、所得代替率は 平均で所得の約 85 パーセントである。しかし国によっては、貧困層の勤労者の 年金は非常に低い。ドイツ、メキシコ、スロバキア共和国、米国では、正規雇用 の労働者に対するセーフティネットとしての年金額は全業種の平均所得の 4 分の 1にも満たない。

いくつかの国では、**拠出額と給付額の関連**を深めることを目指している。例 えば、イタリア、ポーランド、ハンガリーでは、年金制度の所得再分配機能がほ とんど排除されている。年金制度で貧しい人々への再分配をしないということに なれば、所得・資産調査に基づくセーフティネットの提供が、全体的に退職後所 得においてより重要な役割を果たすことになろう。

OECD加盟国には、いずれも何らかの形の高齢者向けセーフティネットがあ る。通常これらは、家計調査にに基づく給付制度である。OECD全体の正規雇用 の労働者の最低退職手当の平均は、平均所得の 29 パーセントをやや下回ってい

本書では、高齢者支援において、対人課税制度が重要な役割を担うことを明 らかにしている。年金受給者は、社会保険を負担しないことが多く、また個人所 得税は累進課税であり、年金所得に対する平均税率は勤労所得に対する税率より も低いのが普通である。さらに、ほとんどの所得税制では、高齢者に追加控除を 与えることで、年金所得あるいは年金受給者に対する優遇措置を実施している。

平均所得に対する手取り所得代替率は、総所得代替率よりも 22 パーセント高 い(OECD 平均)。しかし、税金と拠出金が低所得者に与える効果は、概して控 えめである。その理由は、低所得者は納税額、拠出額がともに高所得者に比べ少 ないためである。低所得者の総所得代替率と手取り所得代替率の差は平均にして 17パーセントである。

大半の国では、裕福な年金受給者に対する税制優遇措置を廃止している。し かし例外はドイツと米国である。両国ではすべての所得層に税の軽減措置を導入 している(もっとも、ドイツではこれも変わりつつある)。

年金支給額を物価や生活水準に合わせて変更していく「物価スライド制」は、 長い間、年金制度の財政的な持続可能性に関する議論の中心となってきた。今で は、OECD加盟国のほぼすべてで年金額を消費者物価に基づいて調整している。 しかし、依然として平均所得に合わせて年金額を調整している国もあり、その場 合、物価スライド制を採用するよりもコストが 20 パーセント以上増す可能性が ある。

これと関連する政策に「物価安定政策」がある。これは、過去の所得を、年 金受給権の取得時から権利の請求時までの期間の生活水準の変化を考慮して調整 するというものである。つい最近まで、物価安定政策は、年金給付額に非常に大 きな影響を及ぼすにもかかわらず、物価スライド制に比べ関心が低かった。

大半の OECD 加盟国では、経済全体の収益の伸びに合わせて、過去の所得を 再評価している。例外は、ベルギー、フランス、韓国、スペインで、過去の所得 が物価に合わせて調整される。 通常、賃金は物価よりも速いペースで伸びるた め、物価安定政策は所得安定政策に比べ所得代替率の大幅な減少につながる。正 規雇用の労働者に対する物価安定政策は所得安定政策よりも年金額が 40 パーセ ント減少することもありうる。

年金資産、すなわち将来の年金給付額の現在価値は、年金保証額の最も包括 的な指標である。それは、年金の給付水準、受給資格年齢、平均寿命、そして、 賃金や物価の伸びに合わせた退職後の年金額の調整方法を考慮している。ルクセ ンブルクは平均所得を得た労働者の年金資産が最も高い国であり、男性の場合、 平均所得の18倍、女性は平均寿命が長いため22倍近い。これは、退職時の資産 額 58 万 7,000 米ドルに相当し、OECD平均の 3 倍近くに達する。就労時に平均所 得を得た人の年金資産が最も低い国はアイルランド、メキシコ、ニュージーラン ド、英国、米国で、平均所得の6倍にも満たない。もちろん、これらの国々では 労働者の就労時の年金拠出金も低い。そのため、こうした国々がより高い年金額 を保証している国々よりも「寛大でない」とするのは、誤解を招く恐れがある。

OECD加盟国の大半の**年金受給資格年齢**は 65 歳である。アイスランドとノル ウェーでは標準受給年齢が 67 歳で、米国でもその年齢に設定されることになっ ている。チェコ共和国、フランス、ハンガリー、韓国、スロバキア共和国、トル コでは受給資格年齢は 65 歳未満である。フランスは、所得がOECD平均の 75 パ ーセントから 200 パーセントで、総所得代替率がOECD平均を下回る。しかし、 年金資産についてはOECD平均を上回っている。その理由は受給資格年齢が比較 的低い60歳であること、そして平均寿命が比較的長いことによる。

平均寿命の格差が年金資産に与える影響は非常に大きい。他の条件が等しく ても平均寿命の短いハンガリー、メキシコ、ポーランド、スロバキア共和国、ト ルコなどでは、死亡率がOECD平均であるドイツ、イタリア、英国などよりも男 性に対し年金を 10 パーセント高く支給することができる。その一方、平均寿命 が長くなると年金制度への負担が増える。平均寿命の最も長い5カ国(日本、ア イスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス)の死亡率でみると、男性の場 合、年金資産が8パーセント近く多い。

© OECD 2005

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語・フランス語で発行されたOECD 出版物の抜粋を翻訳したもの です。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。

www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせはOECD 広報局版権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

Fax: +33 (0)1 45 24 13 91

OECD Rights and Translation unit (PAC)

2 rue André-Pascal

75116 Paris

France

ウェブサイトwww.oecd.org/rights/

